

第 46 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第100条の5第1項第3号中「記入」を「変更記録」に改める。

第109条第1項第9号中「第3条第1項の許可を受けた」を「第3条の許可を受けて同法第2条第2項第1号に掲げる営業を営む」に改める。

附則第8条の12第4項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第5項各号中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第2号及び第3号中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第7項中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附則第9条第2項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第109条第1項第9号の改正規定 令和2年4月1日
- (2) 附則第8条の12及び第9条第2項第2号の改正規定 公布の日又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）の施行の日のいずれか遅い日
- (3) 第100条の5第1項第3号の改正規定 改正法附則第1条第6号の政令で定める日

（提案理由）

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第13条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。